

令和6年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

○償却資産申告書の提出期限は

令和6年1月31日（水）です

期間間近は窓口が大変混雑いたしますので、1月中旬までの提出にご協力ください。

- 十日町市ホームページ (<https://www.city.tokamachi.lg.jp>) から「申告の手引き」、「償却資産申告書」や「特例適用申告書」をダウンロードすることができます。
- 申告書を郵送で提出される方で、收受印を押した申告書の控えの返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。（返送には、お時間をいただく場合があります。）
- 内容確認のため、ご連絡させていただく場合があります。電話番号を忘れずに記入してください。

よくある質問 ※その他は P7、P13 をご覧ください

Q1 個人経営で小さな雑貨店を営んでいますが、資産は、レジスター・エアコン・看板程度しかありません。申告は必要ですか。

⇒A1 はい、必要です。資産の多少に関わらず申告をお願いします。提出いただいた申告書に基づき、当市で評価計算を行います。その結果、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

Q2 償却資産の増減がないのですが、申告は必要ですか。

⇒A2 はい、必要です。申告書の右下「18.備考」欄の2.資産の増減なしに○を付けて申告書等を提出してください。

Q3 使っていない資産も申告は必要ですか。

⇒A3 はい、必要です。現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象となります。使用していない未稼働資産や遊休資産であっても申告をお願いします。

Q4 国税の申告において耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった資産であっても、申告は必要ですか。

⇒A4 はい、必要です。国税の申告において耐用年数を経過し、償却済みになった資産であっても、現に事業の用に供することができる状態であれば、固定資産税の課税対象になります。なお、国税の取り扱いとは異なり、固定資産税（償却資産）の評価額の最低限度は取得価額の5%です。

Q5 確定申告をしていますが、償却資産の申告もしなくてはならないのですか。

⇒A5 はい、別に申告が必要です。確定申告（所得税）や市県民税申告（住民税）は所得に関する申告です。別途「償却資産（固定資産税）申告」をお願いします。

Q6 事業用と家庭用の両方で使用している備品は申告が必要ですか。

⇒A6 はい、必要です。家庭用に使用している資産であっても、一部でも事業用に使用している場合は申告が必要です。事業専用割合による取得価額のあん分は固定資産税の評価上、認められていませんので、当初の取得価額で申告してください。

目 次

| | |
|------------------------------------|------------------------------|
| I 償却資産のあらまし | II 償却資産の申告について |
| 1 償却資産とは | 11 申告していただく方 |
| 2 償却資産の種類と具体例 | 12 申告の方法 |
| < 1 > 資産の種類と主な例 | < 1 > 一般方式 |
| < 2 > 業種と主な例 | < 2 > 電算処理方式 |
| 3 特に注意を必要とする | < 3 > 電子申告 |
| 申告の対象となる資産 | 13 提出期間 |
| 4 申告の対象とならない資産 | 14 申告書等の提出先 |
| 5 少額の減価償却資産の取り扱い | 15 申告をしなかった場合、 虚偽の申告をした場合 |
| 6 リース資産（借用資産） | 16 実地調査等のお願い |
| < 1 > 一般的な賃貸借契約の場合 | III 償却資産の評価について |
| < 2 > リース期間終了後に資産が譲渡される 契約などの場合 | 17 評価額の算出方法 |
| 7 国税（法人税・所得税）と固定資産税の 主な違い | 18 税額の算出方法 |
| 8 「家屋」と「償却資産」の区分 | < 1 > 課税標準額 |
| 9 大型特殊自動車と小型特殊自動車 | < 2 > 税額計算 |
| < 1 > 特殊自動車とは | IV 申告書等の記入例について |
| < 2 > 特殊自動車の種類 | 19 償却資産申告書・種類別明細書 |
| 10 固定資産税の軽減措置等 | < 1 > 申告書の記入例 |
| < 1 > 課税標準の特例 | < 2 > 種類別明細書の記入例 |
| < 2 > 非課税 | よくある質問 |
| < 3 > 減免 | ※一部のQ & Aは表紙、P7にもあります。 |

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有しているものも含む。）**をいいます。

たとえば、法人や個人で事業を行っている方（例：工場や商店、農業を営んでいる方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方など）が、**その事業のために持っている構築物・機械・工具・器具・備品等が対象**となります。なお、ここでいう「事業」とは、必ずしも営利または収益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要としません。

2 償却資産の種類と具体例

償却資産の一例を下記に示します。

< 1 > 資産の種類と主な例

| 資産の種類 | | 主な償却資産の例 | |
|-------|-------------|--|--|
| 1 | 構 築 物 | 土地に定着した土木設備 | 舗装路面、外構工事、水槽、緑化施設、庭園、門、フェンス、塀、看板、煙突、外灯、広告塔等 |
| | | 建物附属設備 | 受変電設備、自家発電設備、工場用動力配線、中央監視制御装置、LAN設備、ネオンサイン等 |
| | | 建物の所有者と異なるもの(テナント)が設置した設備 | テナントが取り付けた内装、内部造作、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等 |
| 2 | 機 械 及 び 装 置 | 製造機械設備 | 電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等 |
| | | 土木建設機械 | ブルドーザ、パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車(分類番号「0」「00～09」「000～099」のもの)等 |
| | | 工作機械 | 旋盤、ボール盤、フライス盤、研磨盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、帯鋸、丸鋸器、カンナ機等 |
| | | 搬送設備 | クレーン、コンベアー等 |
| | | その他設備 | ガソリンスタンド設備、洗車業用設備、クリーニング設備、機械式駐車場設備、太陽光発電設備(屋根建材一体型のパネル以外)等 |
| 3 | 船 舶 | 貨物船、油槽船、客船、ボート、漁船等 | |
| 4 | 航 空 機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等 | |
| 5 | 車両及び運搬具 | フォークリフト、構内運搬車等の建設機械以外の大型特殊自動車(分類番号「9」「90～99」「900～999」のもの。)等 ※自動車税・軽自動車税の対象を除く。詳しくはP.6参照 | |
| 6 | 工具、器具及び備品 | 机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、パソコン、ファクシミリ、コピー機、陳列ケース、ルームエアコン、自動販売機、放送設備、レジスター、衝立、テレビ、測定工具、検査工具、医療器具、理容・美容器具、ネオン看板、金型、ハンドガイド式の自力走行型除雪機等 | |

< 2 > 業種と主な例

業種別の主な償却資産を例示すると次のようになります

| | |
|--------------|---|
| 各業種に共通する償却資産 | 太陽光発電設備(屋根建材一体型のパネル以外)、受変電設備、消雪設備、井戸、消火設備、看板、ネオンサイン、外灯、内装・内部造作(賃借人(テナント)等が取り付けた場合)、門、塀、フェンス、舗装路面、緑化施設等の外構工事、防犯カメラ、テレビ、パソコン、LAN設備、コピー機、机、椅子、エアコン、応接セット、レジスター、金庫、ロッカー、キャビネット、ハンドガイド式の自力走行型除雪機 等 |
|--------------|---|

| 業 種 | 主な償却資産の例 |
|-----------------|---|
| 不動産賃貸業、 駐車場業 | 中央監視制御装置、駐車装置(機械装置、ターンテーブル等)、ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、自転車置場、ごみ置場 等 |
| 製造業 | 各種機械装置(金属製品製造設備、食料品製造設備、梱包機等) 等 |
| 建設業 | ブルドーザ、パワーショベル、フォークリフト等の大型特殊自動車、発電機 等 ※特殊自動車についてはP.6参照 |
| 飲食業 | カウンター、テーブル、イス、厨房設備、冷凍冷蔵設備 カラオケ機器 等 |
| 理美容業 | 理容・美容イス、洗髪設備、消毒殺菌設備、タオル蒸し器、パーマ器、サインポール 等 |
| クリーニング業 | 洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機、ビニール包装設備、乾燥機、ボイラー 等 |
| 小売業 | 陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機 等 |
| 自動車整備業 | リフト、コンプレッサー、測定検査機器・工具 等 |
| 医療業 | 医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等) 等 |
| 旅館業 | 客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品 等 |
| 農業 | ビニールハウス、乾燥機、糶すり機、自動選別計量機、歩行型田植機 等 ※農耕作業用自動車についてはP.6参照 |

3 特に注意を必要とする申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在で事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 遊休資産または未稼働の資産
- (3) 簿外資産
- (4) 償却済資産（税務会計上耐用年数を経過した資産）
- (5) 決算期以降に取得した資産で、固定資産勘定に未計上の資産
- (6) リース資産（借用資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様の資産 ⇒P.4 参照
- (7) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等を行っている資産（中小企業者等が取得した30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産等） ⇒P.3 参照
- (8) 使用可能な期間が1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産であっても個別に減価償却している資産 ⇒P.3 参照
- (9) 福利厚生用に供している資産
- (10) 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無に関わらず固定資産税の課税対象となります） ⇒P.6 参照
- (11) 賃貸ビル等を借りて事業をされている方（テナント）が、平成16年4月1日以降に取り付けた内装、造作、建築設備等の資産 ⇒P.5 参照
- (12) 資本的支出、改良費（資産本体の取得価格と別に価格を記載してください。）
- (13) 美術品等（減価償却資産の対象となる資産）

4 申告の対象とならない資産

次のいずれかに該当する資産は、上記3に該当する場合であっても固定資産税の課税対象外となりますので、申告の必要はありません。

- (1) 無形固定資産（水利権、特許権、実用新案権、営業権、アプリケーションソフトウェア等）
- (2) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両 ⇒P.6 参照
- (3) 生物（ただし、観賞用・興行用・その他これらに準ずる用に供する生物は申告の対象です。）
- (4) 繰延資産
- (5) 平成20年4月1日以降に締結されたファイナンス・リース契約にかかるリース資産で、取得価格が20万円未満の資産 ⇒P.4 参照
- (6) 平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した償却資産のうち、次の①・②いずれかに該当するもの ⇒P.3 参照
 - ① 耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しない資産（一時に損金算入または必要経費としている資産）
 - ② 取得価格が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却している資産

5 少額の減価償却資産の取り扱い

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、償却資産の申告から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書きによる、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、下記④～⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、償却資産の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

| | 償却方法 | 取得価格 | | | |
|---|-----------------------|--------|------------------|------------------|--------|
| | | 10万円未満 | 10万円以上 20万円未満 | 20万円以上 30万円未満 | 30万円以上 |
| ① | 一時損金算入(※1) | 申告対象外 | | | |
| ② | 3年一括償却(※2) | 申告対象外 | | | |
| ③ | リース資産 (ファイナンス・リース) | 申告対象外 | | 申告対象 | |
| ④ | 中小企業特例(※3) | 申告対象 | | | |
| ⑤ | 個別減価償却(※4) | 申告対象 | | | |

※1 法人税法施行令第133条または所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項または所得税法施行令第139条第1項

※3 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

※4 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

6 リース資産（借用資産）

契約の内容により、資産の所有者（リース会社など）が申告する場合と、資産を借りている方が申告する場合があります。

< 1 > 一般的な賃貸借契約の場合

リース期間終了後、資産が所有者に返還される契約の場合、**所有者が申告**します。

※所有権移転外ファイナンスリース取引にかかるリース資産については、所有者（貸し手側）が当該資産を取得した時の価格が20万円未満である場合、償却資産（固定資産税）の申告の必要はありません（地方税法施行令第49条ただし書き）。

< 2 > リース期間終了後に資産が譲渡される契約などの場合

リース期間終了後、資産が無償または名目的な対価の額で譲渡されたり、無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引など、実質的に割賦販売と同様の契約の場合、**借主がその資産の総額で申告**します。

7 国税（法人税・所得税）と固定資産税の主な違い

| 項目 | 国税の取り扱い | 固定資産税（償却資産）の取り扱い |
|------------------------------|--------------|-----------------------------------|
| 償却計算の期間 | 事業年度（決算期） | 賦課期日制度（1月1日） |
| 減価償却の方法 | 定率法・定額法の選択制度 | 定率法 |
| 前年中の新規取得資産 | 月割償却 | 半年償却（1/2） |
| 圧縮記帳の制度 | 認められます | 認められません |
| 特別償却・割増償却 （租税特別措置法） | 認められます | 認められません |
| 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法） | 認められます | 金額にかかわらず、認められません |
| 評価額の最低限度 | 備忘価格（1円） | 取得価格の100分の5 |
| 改良費（資本的支出） | 原則区分評価 | 区分評価（改良を加えられた資産と、改良費を分けてご申告ください。） |

8 「家屋」と「償却資産」の区分

「家屋（建物）」とは屋根および周壁等があり、土地に定着した建造物であって、居住、作業、貯蔵等の用途に供しうる状態にあるものをいいます。

家屋（建物）には、建築設備（電気設備、衛生設備、空調設備、運搬設備など）が含まれ、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価します。当該家屋が自己所有であるか借家であるかによって、その区分が異なります。

○償却資産として申告が必要なもの

① 自己所有の家屋で事業をしている場合

特定の生産又は業務の用に供されるものや独立した機械・装置としての性格が強いもの、家屋と構造上一体でないもの。

② 借家で事業をしている場合

賃借人（テナント）が取り付けけた内装・造作及び建築設備（エアコン等を含む）等について全て。

〈家屋と償却資産の区分表〉

家屋（建物）に取り付けられた、電気設備などの建物附属設備については、家屋と償却資産に区分して課税することになっており、主な区分は下記のとおりです。

| 設備等の種類 | 設備等の分類 | 設備等の内容 | 家屋の所有区分 | | | | |
|---------|------------------|---|---------|------|----|------|---------------------------|
| | | | 自己所有 | | 借家 | | |
| | | | 家屋 | 償却資産 | 家屋 | 償却資産 | |
| 建築工事 | 内装・造作等 | 床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式 | ○ | | | | ◎：申告が必要な資産 ○：家屋のため申告不要 |
| 電気設備 | 受変電設備 | 設備一式 | | ◎ | | | |
| | 予備電源設備 | 発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等 | | ◎ | | | |
| | 中央監視設備 | 設備一式 | | ◎ | | | |
| | 電灯コンセント設備、照明器具設備 | 屋外設備一式、非常用照明器具 屋内設備一式 | | ◎ | | | |
| | 電力引込設備 | 引込工事 | ○ | | ◎ | | |
| | 動力配線設備 | 特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備 | | | ◎ | | |
| | 電話設備 | 電話機、交換機等の機器 配管、配線、端子盤等 | | | ◎ | | |
| | LAN設備 | 設備一式 | | | ◎ | | |
| | 放送・拡声設備 | マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管、配線等 | | | ◎ | | |
| | インターホン設備 | 集合玄関機（エントランスで各世帯と話す機器）等 配管、配線等 | | | ◎ | | |
| | 監視カメラ（ITV）設備 | 受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器 配管、配線等 | | | ◎ | | |
| | 避雷設備 | 設備一式 | | | ◎ | | |
| | 火災報知設備 | 設備一式（屋外の装置を除く） | | | ◎ | | |
| | ナースコール設備 | 設備一式 | | | ◎ | | |
| 給排水衛生設備 | 給排水設備 | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等 | | | ◎ | | |
| | 給湯設備 | 局所式給湯設備（電気温水器、湯沸器等） 局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備 | | | ◎ | | |
| | ガス設備 | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等 | | | ◎ | | |
| | 衛生設備 | 設備一式（便器、洗面化粧台、浴槽等） | | | ◎ | | |
| | 消火設備 | 消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ、屋外消火設備等 消火栓設備、スプリンクラー設備等 | | | ◎ | | |
| 空調設備 | 空調設備 | 壁掛型・床置き型・ウインド型ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備 | | | ◎ | | |
| | 換気設備 | 特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備 | | | ◎ | | |
| その他設備等 | 運搬設備 | 工場用ベルトコンベア、垂直搬送機 エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等 | | | ◎ | | |
| | 厨房設備 | 顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等 上記以外の設備 | | | ◎ | | |
| | 洗濯設備 | 洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備 上記以外の設備 | | | ◎ | | |
| | その他 | 冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等 自動ドア設備 | | | ◎ | | |
| 外構工事 | 外構工事 | 工事一式（門・塀・緑化施設等） | | | ◎ | | |

9 大型特殊自動車と小型特殊自動車

< 1 > 特殊自動車とは

特殊自動車とは、ショベル・ローダや農耕トラクタなど、走行や運搬よりも作業機械としての効用を発揮することを主たる目的とした自動車のことをいいます。特殊自動車は、車両の大きさと最高速度により「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」に分類され、それぞれ異なる税金が課されます。

| | |
|---------|-------------|
| 小型特殊自動車 | 軽自動車税（種別割） |
| 大型特殊自動車 | 固定資産税（償却資産） |

< 2 > 特殊自動車の種類

特殊自動車の種類は、道路運送車両法施行規則第2条別表第1で下記のとおり定められています。

〈道路運送車両法施行規則第2条別表第1より〉

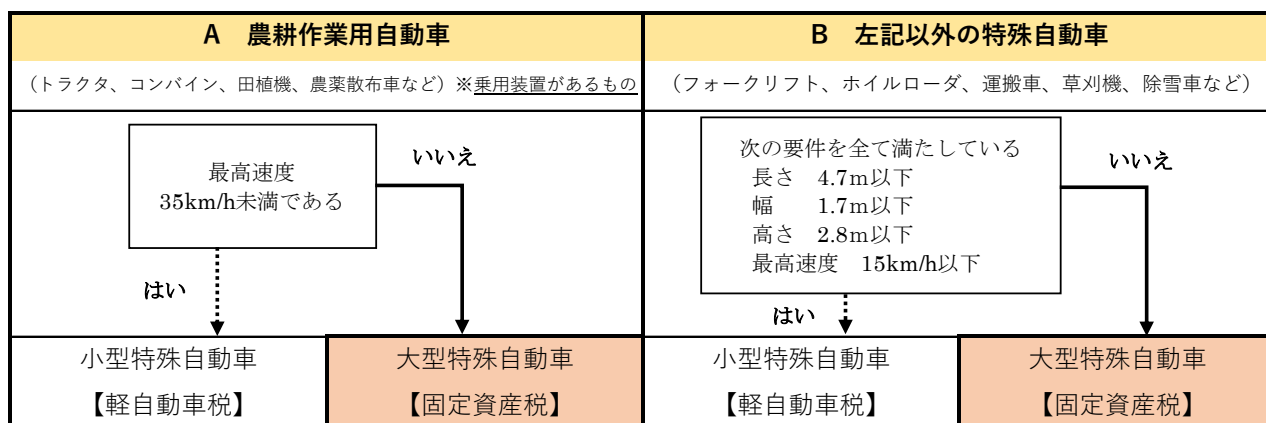
| 種類 | 自動車の構造および原動機 | 大型特殊自動車の要件 |
|-----------|---|------------|
| 一般用・建設用 | ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンプ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 | 下表のBへ |
| 農 耕 作 業 用 | 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 | 下表のAへ |
| そ の 他 | ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 | すべて大型特殊自動車 |

〈参考〉大型特殊自動車の「分類」

大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合の「分類番号」は次の通りです。

- ① 建設機械：「0」、「00～09」、「000～099」 ⇒ 種類2「機械及び装置」
- ② 建設機械以外のもの：「9」、「90～99」、「900～999」 ⇒ 種類5「車両及び運搬具」

【特殊自動車のフロー図】



<大型特殊自動車をお持ちの方>

大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象になりますので、陸運局の登録の有無にかかわらず、償却資産の申告が必要です。この手引きを参照し、申告してください。

<小型特殊自動車をお持ちの方>

小型特殊自動車は、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず軽自動車税の課税対象になります。十日町市役所税務課窓口にて手続きを行い、ナンバープレートの交付を受けてください。

10 固定資産税の軽減措置等

< 1 > 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条などで定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当資産をお持ちの方は、該当資産の種類別明細書摘要欄に「特例該当」と記載し、特例に該当する資産であることを証明する関係書類を添付のうえ、「特例適用申告書」を提出してください。

【主な課税標準の特例】

(令和5年12月1日現在)

| 根拠法令 | | 特例対象資産 | 関係法令及び対象者 | 特例率 |
|------------|--------|-----------------|---------------------------------------|------------|
| 条 | 項号 | | | |
| 地方税法附則第15条 | 第2項第1号 | 汚水又は廃液処理施設 | 水質汚濁防止法第2条第2項又は第3項 | 1/3 |
| | 第2項第5号 | 下水道除害施設 | 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項 | 4/5 |
| | 第25項 | 特定再生可能エネルギー発電施設 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項 | 資産種類により異なる |
| | 第32項 | 企業主導型保育事業 | 児童福祉法第59条の2第1項 | 5年間 1/3 |

< 2 > 非課税

- ・地方税法第348条及び同法附則第14条に定める資産については非課税となります。
- ・該当資産をお持ちの方は、該当資産の種類別明細書摘要欄に「非課税該当」と記載し、特例に該当する資産であることを証明する関係書類を添付のうえ、「非課税規定適用申告書」を提出してください。

< 3 > 減免

- ・震災、風水害、火災その他の災害により損害を受けた場合、損害の程度が一定以上のものについては、固定資産税が減免されます。
- ・被害を受けた方は、税務課家屋資産税係までお問い合わせください。

よくある質問 ※その他は表紙、P13をご覧ください

Q7 申告した内容に誤りがありました。どうすればよいでしょうか。

⇒A7 修正申告をお願いします。申告書の右上余白部分に、赤字で「修正申告」とし、修正する資産・取得価額・耐用年数等記載内容を赤字で抹消し、その上に正しく記入してご提出ください。提出済みの申告書の控えをコピーして使用いただいても結構です。

Q8 令和5年10月に廃業しましたが、申告は必要ですか。

⇒A8 はい、令和6年度の申告は必要です。申告書の右下「18.備考」欄の4に○を付け、廃業日を記入したうえで申告書等を提出してください。令和7年度からは申告が不要となります。

Q9 1つの償却資産を複数人で所有しています。所有者各々が持ち分について申告をすればよいでしょうか。

⇒A9 持ち分での申告は認められていません。共有名義で申告をしていただく必要があります。代表者を決めていただき、申告書の「2.所有者氏名」欄には「代表者(筆頭者)●●外○名」と記入し、右下「18.備考」欄に共有者全員の氏名・住所・持ち分割合を記入してください。

II 償却資産の申告について

11 申告していただく方

令和6年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要になります。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方 ⇒P.4 参照
- (3) 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方 ⇒P.4 参照
- (4) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (5) 償却資産の所有者が分からない場合、使用されている方
- (6) 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、「代表者(筆頭者)外〇名」という所有者名での申告となります。）
- (7) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方 ⇒P.5 参照

○ 申告する償却資産がない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

12 申告の方法

< 1 > 一般方式（十日町市作成の様式等を使用。評価額等の算出をされていない方）

- ・「償却資産申告書」や「種類別明細書」は、十日町市ホームページからダウンロードすることができます。
- ・前年度以前に一般方式で申告された方には、申告内容を印刷した「償却資産申告書」と「種類別明細書」を送付しますので、内容を確認し、次のとおり申告してください。（1月になっても届かない場合は、お手数ですが、税務課家屋資産税係までご連絡ください。）

○印がついている書類を提出してください

| 申告区分 | 提出書類 | | 留意事項 |
|--------------|------------|------------|--|
| | 償却資産申告書 | 種類別明細書 | |
| | (記入例11ページ) | (記入例12ページ) | |
| 初めて申告する場合 | ○ | ○ | 令和6年1月1日現在日において、所有している全ての資産を種類別明細書に記載してください。 |
| 資産の増減がある場合 | ○ | ○ | 申告書【18備考】欄の1.資産の増減ありに○をつけてください。 〈増加資産〉 |
| | | | 種類別明細書に前年中に増加した資産を全て記入してください。 〈減少資産〉 |
| | | | 種類別明細書 減少事由及び区分を記入してください。 |
| 資産の増減がない場合 | ○ | ○ | 申告書【18備考】欄の2.資産の増減なしに○をつけてください。 |
| 申告する資産がない場合 | ○ | | 申告書【18備考】欄の3.該当資産なしに○をつけてください。 |
| 閉鎖・廃業・解散等の場合 | ○ | ○ | 申告書【18備考】欄の4に○をつけ、閉鎖日等を記入してください。 |

< 2 > 電算処理方式（企業電算等で作成。評価額等を算出されている方）

- ・事業者側で評価額等を計算のうえで申告していただく方式です。
- ・毎年賦課期日（1月1日）現在所有している全資産について、地方税法施行規則で定められた様式により申告してください。
- ・申告内容について、増加・減少・修正の内容がわかるよう適用欄等にその旨記載してください。
（減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください）
- ・資産増減がない場合でも、評価額、課税標準額等を記載した全資産の種類別明細書を添付してください。
- ・十日町市から送付した申告書がある場合は必ず添付してください。

< 3 > 電子申告

- ・ 地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）による電子申告を行う場合は、事前に利用の届出が必要です。
- ・ 具体的な操作方法等は eLTAX のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。なお、十日町市では「プレ申告データ」を送信することができませんので、ご了承ください。
- ・ 1月1日現在の全資産及び変更内容（取得価格変更や耐用年数変更等）が分かるように申告してください。

13 提出期間

令和6年1月4日（木）～1月31日（水） 土・日・祝日を除く

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

○窓口で提出される場合は、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月中旬を目途に、早めの提出にご協力ください。

14 申告書等の提出先

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所 総務部 税務課 家屋資産税係

※各支所（川西・中里・松代・松之山）地域振興課市民係でも受け付けております。

○郵送による申告も可能です。收受印を押した申告書の控えの返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

15 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

申告をしなかった場合や申告漏れ又は虚偽の申告が確認された場合には、地方税法第368条の規定により、不足税額（最長5年度分まで遡及することができる。）に加えて、延滞金を徴収することとなっています。

また、正当な理由なく申告しなかったり、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条及び第386条、並びに市税条例第63条の規定により、過料又は罰金等を科せられる場合があります。

16 実地調査等のお願い

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について税務署での閲覧を行うことがあります。閲覧した書類の内容と、市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、調査等に伴い、修正申告をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく過年度に遡及することになります。

III 償却資産の評価について

17 評価額の算出方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告いただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

| | |
|--------------------|------------------|
| 前年中に取得した資産 | 前年前に取得した資産 |
| 取得価額 × (1 - r / 2) | 前年度評価額 × (1 - r) |

r = 耐用年数に応ずる減価率

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

残価残存率表（「固定資産評価基準」別表第15より抜粋）

| 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | |
|------|-------|-------|-----------|------|-------|-------|-------|------|-------|-----------|-------|
| | | 前年中取得 | 前年前取得 | | | 前年中取得 | 前年前取得 | | | 前年中取得 | 前年前取得 |
| | | r | 1 - r / 2 | | | 1 - r | r | | | 1 - r / 2 | 1 - r |
| 2 | 0.684 | 0.658 | 0.316 | 16 | 0.134 | 0.933 | 0.866 | 30 | 0.074 | 0.963 | 0.926 |
| 3 | 0.536 | 0.732 | 0.464 | 17 | 0.127 | 0.936 | 0.873 | 31 | 0.072 | 0.964 | 0.928 |
| 4 | 0.438 | 0.781 | 0.562 | 18 | 0.12 | 0.94 | 0.88 | 32 | 0.069 | 0.965 | 0.931 |
| 5 | 0.369 | 0.815 | 0.631 | 19 | 0.114 | 0.943 | 0.886 | 33 | 0.067 | 0.966 | 0.933 |
| 6 | 0.319 | 0.84 | 0.681 | 20 | 0.109 | 0.945 | 0.891 | 34 | 0.066 | 0.967 | 0.934 |
| 7 | 0.28 | 0.86 | 0.72 | 21 | 0.104 | 0.948 | 0.896 | 35 | 0.064 | 0.968 | 0.936 |
| 8 | 0.25 | 0.875 | 0.75 | 22 | 0.099 | 0.95 | 0.901 | 36 | 0.062 | 0.969 | 0.938 |
| 9 | 0.226 | 0.887 | 0.774 | 23 | 0.095 | 0.952 | 0.905 | 37 | 0.060 | 0.97 | 0.94 |
| 10 | 0.206 | 0.897 | 0.794 | 24 | 0.092 | 0.954 | 0.908 | 38 | 0.059 | 0.97 | 0.941 |
| 11 | 0.189 | 0.905 | 0.811 | 25 | 0.088 | 0.956 | 0.912 | 39 | 0.057 | 0.971 | 0.943 |
| 12 | 0.175 | 0.912 | 0.825 | 26 | 0.085 | 0.957 | 0.915 | 40 | 0.056 | 0.972 | 0.944 |
| 13 | 0.162 | 0.919 | 0.838 | 27 | 0.082 | 0.959 | 0.918 | 41 | 0.055 | 0.972 | 0.945 |
| 14 | 0.152 | 0.924 | 0.848 | 28 | 0.079 | 0.96 | 0.921 | 42 | 0.053 | 0.973 | 0.947 |
| 15 | 0.142 | 0.929 | 0.858 | 29 | 0.076 | 0.962 | 0.924 | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |

評価額の計算例

令和5年6月に取得した、取得価額280,000円、耐用年数4年の資産の評価額

令和6年度 280,000円 × 0.781 = 218,680円

令和7年度 218,680円 × 0.562 = 122,898円

令和8年度 122,898円 × 0.562 = 69,068円

令和9年度 69,068円 × 0.562 = 38,816円

令和10年度 38,816円 × 0.562 = 21,814円

令和11年度 21,814円 × 0.562 = 12,259円 < 14,000円

※令和11年度で算出額が取得額の5%より小さくなるので、令和11年度以降の評価額は14,000円となります。

18 税額の算出方法

< 1 > 課税標準額

原則として、評価額が課税標準額となりますが、法令による課税標準の特例の適用がある場合、特例割合を乗じた価格が課税標準額となります。

< 2 > 税額計算

| | | | | |
|-------------------------|---|------------|---|--------------------|
| 課税標準額 (1,000円未満切り捨て) | × | 税率 1.4% | = | 税額 (100円未満切り捨て) |
|-------------------------|---|------------|---|--------------------|

ただし、償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

なお、資産の多少にかかわらず、申告は必要です。

☆前年中に取得した資産（増加資産）

☆種類別明細書に赤色のボールペンで記入してください。

☆今回初めて申告していただく方は、令和6年1月1日現在の全資産を記入してください。

【概要】
課税標準の特例がある資産については、「特例該当」と記入してください。
その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項等があれば記入してください。

【所有者氏名】
所有者の氏名等を記入してください。

令和6年度償却資産種類別明細書

| 個人番号 | | 《記入不要》 | | 所有者氏名 | | 株式会社 十日町書物店 | | ページ | |
|------|----|--------|------|-------|------|-------------|------|------|------|
| 種類 | 数量 | 取得時期 | 取得時期 | 取得時期 | 取得時期 | 取得時期 | 取得時期 | 取得時期 | 取得時期 |
| 種類 | 数量 | 年 | 月 | 年 | 月 | 年 | 月 | 年 | 月 |
| 2 | 1 | 5 | 1 | 5 | 1 | 5 | 1 | 5 | 1 |
| 6 | 1 | 5 | 1 | 5 | 1 | 5 | 1 | 5 | 1 |

【資産の名称等】
品名、規格、形式等を20字以内で記入してください。
(かな、漢字での記入もできます。)

【数量】
個数、画数、距離等を記入してください。
単位は省略して数字で記入してください。

【種類】
資産の種類は以下のとおりです。
1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品
(該当するものの数字を記入してください。)

【資産番号】
記入する必要はありません。
なお、事業所で独自の番号・記号等を付している、整理上必要なときは、8字以内で記入してください。

【耐用年数】
減価償却資産の耐用年数に関する省令に掲げる耐用年数を記入してください。

【取得価額】
資産を取得する為に要した金額（引取運賃荷役費、手数料、厩付費等を含む。）を記入してください。
固定資産税の評価上、圧縮記録は認められていませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。
固定資産税の評価上、事業専有割合等による取得価額の前は認められていませんので、その資産の取得価額を記入してください。

【耐用年数】
平成20年度税制改正により適用された新しい耐用年数を記入してください。
改正内容は十日町市のホームページの「くらし・手続きー税金ー固定資産税・都市計画税ー固定資産税（償却資産）について」を展開後に資料がありますので、こちらをご覧ください。
「十日町市のホームページアドレス」
<https://www.city.tokamachi.lg.jp>

一般方式の方は記入する必要はありません。

減少事由を記入してください。
1・・・売却
2・・・滅失
3・・・異動
4・・・その他

減少区分を記入してください。
1・・・全部
2・・・一部

☆前年中に減少した資産（全部減少・一部減少）、記載内容の訂正

☆同封した種類別明細書に赤色のボールペンで記入してください。

減少した資産がある場合には、赤色で線を引いたのうち、減少事由と減少区分にあてはまる番号を記入してください。

令和6年度償却資産種類別明細書

| 個人番号 | | 《記入不要》 | | 所有者氏名 | | 株式会社 十日町書物店 | | ページ | |
|------|----|--------|------|-------|------|-------------|------|------|------|
| 種類 | 数量 | 取得時期 | 取得時期 | 取得時期 | 取得時期 | 取得時期 | 取得時期 | 取得時期 | 取得時期 |
| 種類 | 数量 | 年 | 月 | 年 | 月 | 年 | 月 | 年 | 月 |
| 2 | 1 | 4 | 10 | 9 | 4 | 10 | 9 | 2 | 1 |
| 5 | 2 | 4 | 11 | 5 | 4 | 11 | 5 | 2 | 2 |
| 6 | 1 | 4 | 10 | 7 | 4 | 10 | 7 | 2 | 2 |

資産の名称、取得年月などで修正があれば、その箇所を赤字で加筆・訂正してください。

Q10 取得価額とは、資産の購入代価のことですか。

⇒A10 取得価額は「償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額」（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、据付費などの付帯費を含む。）となり、原則として、他から購入した償却資産にあってはその購入の代価に、自己の建設、製作、製造等に係る償却資産にあってはその建設、製作、製造等のための原材料費、労務費及び経費の額に当該償却資産の付帯費の額を含めた金額になります。
ただし、贈与など、取得に要した費用が上記金額と明らかに、かつ著しく相違すると認められる場合にあっては、その取得時において通常支出すべき金額によるものとなります。

Q11 相続をした償却資産はどのように申告すればよいでしょうか。

⇒A11 被相続人の取得年月日、取得価額及び耐用年数を引き継いで申告してください。

Q12 中古資産を取得したのですが、取得価額や耐用年数はどうなりますか。

⇒A12 法人税法または所得税法に基づく国税申告時の減価償却の際に採用した取得価額（※圧縮記帳を適用しない）、耐用年数を用いることとなります。中古資産を取得した場合でも、基本的には法定耐用年数により減価償却をします。
ただし、それでは実態に合わない場合（例 その中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出の金額がその中古資産の再取得価額の50%に相当する金額を超えない場合など）は、その中古資産を事業の用に供した時以後の使用可能期間を見積り、これを耐用年数として減価償却計算をすることができます（見積法）。また、使用可能の見積りが困難であるときは、以下により計算した年数を残存耐用年数とすることができます（簡便法）。

法定耐用年数の全部を経過した中古資産残存耐用年数 = 法定耐用年数 × 20%

法定耐用年数の一部を経過した中古資産残存耐用年数
= (法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 20%

※上記の計算の結果、1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数となります。また、計算の結果2年に満たない場合は、2年となります。

(例) 法定耐用年数10年の機械で事業供用後6年経過したものを取得した場合
(10年 - 6年) + 6年 × 20% = 5年

Q13 太陽光発電設備のみでも 申告は必要ですか。

⇒A13 太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告が必要となる場合があります。申告が必要となる場合

| 設置者 | 申告が必要となる場合 |
|-------------|---|
| 法人 個人事業者 | ○事業の用に供している資産であるため、（発電出力量や売電、自家消費にかかわらず、） 償却資産として申告が必要 です。 ○事業用と住宅用の双方に利用されている場合も、割合にかかわらず全てが 償却資産として申告が必要 です。 (例)・社宅や賃貸アパートの屋根に設置し、発電した電力を入居者が利用する場合 ・自宅兼店舗で一部電力を事業に使用している場合 など |
| 個人（住宅用） | ○事業の用に供している場合は、 償却資産として申告が必要 です。 ※「事業に用の供している場合」とは、 余剰または全量売電が行われている場合（ただし、余剰売電は発電出力が10キロワット以上の設備） です。 ※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことを言います。必ずしも営利または収益を得ることを直接の目的とするものに限りません。 |

申告が必要な太陽光発電設備の例

太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、蓄電池、表示ユニット、電力量計 など

※「家屋」の屋根材に使用されている建材一体型の太陽光パネルは固定資産税の「家屋」の中で評価しますので、「償却資産」としての申告は不要です。

Q14 昨年中に法人が合併や分割をし、1月1日現在は別の新しい法人となっていますが、どのような申告が必要ですか。

⇒A14 新しい法人の償却資産の申告をする場合には、合併・分割等の法人名や年月日を申告書の備考欄等に記入し、前法人の資産を引き継いだものがあれば、引き継いだ資産だと分かるよう種類別明細書の適用欄等に記入してください。

また、前法人が既にないのであれば、前法人の申告もあわせてお願いします。

Q15 確定申告の減価償却費は、外構工事を含めて全額建物として計上していますが、償却資産はどのように提出すれば良いのですか。

⇒A15 以下のような物は家屋評価の対象とならないため、償却資産申告の対象となります。

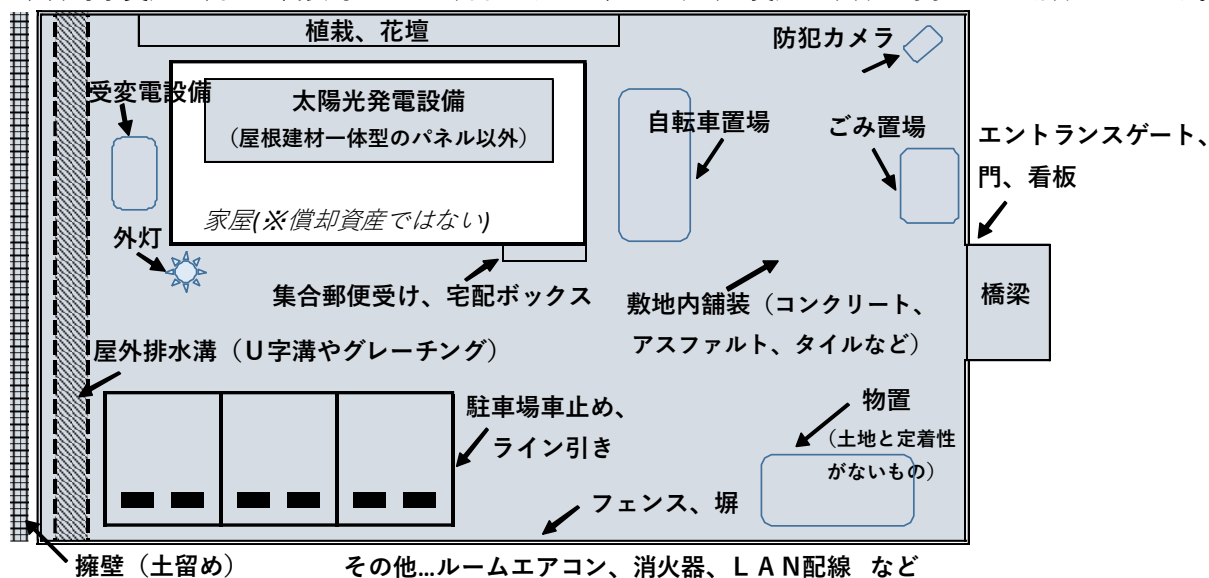
- ①独立した機械及び装置としての性格が強いもの（例：受変電設備、ルームエアコン等）
- ②家屋と構造上一体となっていないもの（屋外電気配線、屋外ガス及び給排水管設備等）
- ③特定の生産又は業務の用に供されるもの（例：工場の動力源である電気設備等、ホテル等における厨房設備、洗濯設備等）

また、外構工事（門、舗装、植栽など）も償却資産申告の対象となります。

建物と一体で計上している場合は、見積書や工事内訳明細などで工事内容を確認し、資産を分けて申告してください。

なお、申告対象となる主な償却資産については、手引きの2ページや5ページをご確認ください。

申告対象資産の例 ※代表的なものの例示ですので、これ以外の資産も申告の対象となる場合があります。



Q16 貸家や共同住宅（アパート）を所有し賃貸業を営んでいる場合に、償却資産申告の対象となる主な資産を教えてください。

⇒A16 主な償却資産として、

備え付けの家具や電化製品（ベッド、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンなど）

受変電設備、発電機設備、消火設備、消雪井戸・設備、擁壁（土留め）

屋外給排水設備、外灯、側溝、敷地内舗装、ライン引き、車止め、門、フェンス、塀

植栽、自転車置場、ゴミ置場、集合郵便受け、看板、防犯カメラ、LAN配線

ハンドガイド式の自力走行型除雪機 など

手引き 14 ページ「よくある質問」の“A15”の内容や申告対象資産の例のほか、手引きの2ページや5ページをご確認ください。

<提出の前に、再度ご確認ください>

- 申告書に連絡先の電話番号を記入しましたか？
- 増加資産がある場合、取得価格、取得年月、耐用年数を記入しましたか？
- 特例等の該当がある場合、確認資料を添付しましたか？
- 申告書を郵送で提出される方で、收受印を押した申告書の控えの返送を希望する場合、切手を貼った返信用封筒を同封しましたか？

【マイナンバーの記載と確認について】

- 平成28年度の申告から、個人番号または法人番号を記載いただくことになっておりますので、ご協力をお願いします。
- 申告書提出の際、本人確認・個人番号確認等を行いますので、下記をご確認いただき必要書類をご用意くださるようお願いいたします。
- 法人の場合は法人番号を記載していただくのみとなりますので、下記の書類等は必要ありません。
- エルタックスで申告する場合は電子証明書により確認を行うため、下記の書類等は必要ありません。

本人（所有者）が申告書を提出する場合

※マイナンバーカードは1枚で番号確認と本人確認が行えます。

※マイナンバーカードをお持ちでない方は確認書類として①、②どちらも必要です。

①個人番号確認

通知カード（通知カードの記載住所が住民票の住所と一致）、個人番号が記載された住民票など

②本人確認

運転免許証、健康保険証など

代理人が申告書を提出する場合

①・②どちらも必要です

①申告者本人（所有者）の個人番号の確認

申告者本人のマイナンバーカード、通知カード（通知カードの記載住所が住民票の住所と一致）、個人番号が記載された住民票など

②代理人の身元確認

代理人の運転免許証、税理士証票など公的機関が発行した顔写真のついた証明書のいずれか一つ

※郵送により提出する場合は、必要書類の写しを同封してください。

【償却資産申告書の提出及び問合せ先】

十日町市 総務部 税務課 家屋資産税係 1階 13番窓口

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地 電話 025-755-5131

※各支所（川西・中里・松代・松之山）地域振興課市民係でも受け付けております。